家屋の確認調査を行っています

公平で適正な固定資産税の課税を行うために、定期的に町内を巡回するほか、家屋表題登記、建築確認申請、航空写真を活用し、新増築または滅失した家屋の調査を行っています。※固定資産税の賦課期日は、毎年1月1日です。

■家屋が新増築されている場合

家屋表題登記や建築確認申請をもとに調査を行っています。未登記の建物や課税が漏れている可能性のある建物については職員が直接現地確認し、課税対象となる場合は課税に係る家屋調査の通知を送付します。

■家屋が滅失されている場合

調査で家屋の滅失を確認した場合、原則として、滅失を確認した翌年度の課税台帳から削除します。

■住民の皆さまへのお願い

毎年郵送する固定資産税納税通知書の内容と家屋の現状に相違等がある場合はご連絡ください。

■問合せ　税務課資産税家屋係　☎72-6905

防災のワンポイント

災害発生時に避難する場所には「指定避難所」と「指定緊急避難場所」があり、それぞれ役割が異なります。町からの情報を正しく受け取れるように、事前にしっかりと確認しておきましょう。

■指定避難所

災害で自宅に戻ることができない場合などに、一定期間滞在することを目的とした施設です。家が居住可能であれば、原則滞在できません。

■指定緊急避難場所

災害から身を守るために、緊急的に避難する場所です（指定避難所との違いは、滞在することが目的か、逃げることが目的かによって区別されます）。

防災サイト

■問合せ　総務課危機管理係　☎72-6901

計画について町民の皆さんの意見を反映するため 意見募集（パブリックコメント）を行います

【共通事項】

■意見の提出方法

窓口またはFAX、電子メール、郵送、LINE公式アカウントのいずれかの方法で提出してください。

※文章の文言は日本語とし、口頭による意見は受け付けられません。また、意見に対する個別回答は行いません。

■意見を提出できる人

①町内に住所を有する方　②町内に通勤または通学している方　③町内に事務所または事業所を有する個人および法人等　④町に対して納税義務を有する個人・法人等　⑤本計画に利害関係がある個人・法人等

※③～⑤はその他団体を含む

○国土利用計画那須町計画（案）および那須町土地利用調整基本計画（案）

■計画の概要

限られた資源である町土の安全性を高め、持続可能で自然と共生する適正な利用および管理を図るものです。

また、那須町土地利用調整基本計画は、国土利用計画那須町計画を補完し、総合的視点での土地利用の推進、適正な開発指導および土地利用の誘導を図るものです。

■募集期間　11月18日(水)～12月18日(金)

■閲覧場所　企画政策課、各支所、ホームページ、LINE公式アカウント

■問合せ　企画政策課総合政策係　〒329-3292　寺子丙3-13　☎72-6906　FAX 72-1133
✉kikaku@town.nasu.lg.jp

ホームページ

○那須町立地適正化計画（案）

■計画の概要

人口減少や高齢化が進む中、医療・福祉施設や住まいなどがまとまって配置され、誰もが快適に暮らせる「コンパクトで持続可能なまちづくり」を進めるため、現状と課題の整理、生活を支える誘導区域の設定、実現に向けた主な事業・施策を中心に「立地適正化計画」の策定を進めるものです。

■募集期限　12月4日(金)（12月4日の消印有効）

■閲覧場所　建設課、ホームページ、LINE公式アカウント

■問合せ　建設課都市計画係　〒329-3292　寺子丙3-13　☎72-6907　FAX 72-1009
✉kensetsu@town.nasu.lg.jp

ホームページ